

1. 電気需給契約のお申込みと供給開始日について

- ・お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、電気重要事項説明(本書面)、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客様に関する事項を承諾の上、当社指定の様式にてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。
- ・申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- ・供給開始予定日は、原則として、当社にてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- ・従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
 - ①過去電力使用量の照会不可
 - ②解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
 - ③発行ポイントの失効
 - ④継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ⑤電気ご使用量のお知らせ(検針票)の戸別配布終了
 - ⑥従前の小売電気事業者にて新規受付を終了している契約メニューへの再申込不可
- 例)東京電力エナジーパートナー株式会社の場合:電化上手 等

3. ご契約の内容について

- ・契約種別は、従量電灯 B・従量電灯 C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- ・ただし、お客さまがスマートナイトプランをお申込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。これらの契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として契約種別変更はできません。
- ・お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等についてお客さまのご申告による場合、30A とさせていただきます(従量電灯 B)、60A とさせていただきます(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- ・お客様の使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただきますことがあります。
- ・契約電流が 20A 以下の場合等、当社が提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- ・供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz といたします。
- ・低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- ・電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領した後に料金を計算いたします。
- ・電気料金は、電気需給約款【低圧】の別表にもとづいて計算されます。
- ・料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- ・お客さまが電気の契約先をご検討される際の比較しやすさを考慮し、当社の電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社の

経過措置料金と同様の料金構成(基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金)としております。

- ・燃料費調整額の計算方法は当社ホームページをご覧ください。
- ・電気使用量および請求金額は、東急パワーサプライお客様専用 Web サイト(マイページ)にてご確認いただけます。お客様専用 Web サイト(マイページ)の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。

5. 電気料金のお支払いについて

- ・電気料金のお支払いには、販売代理店取扱のクレジットカードまたは口座振替をご選択いただけます。
- ・ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は原則として販売代理店が定める手数料(110 円/月・税込)をご負担いただきます。
- ・その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から販売代理店に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

6. クレジットカードでのお支払いについて

- ・お客さまは、料金等を、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- ・お客さまは、お客さまから販売代理店に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、販売代理店が、お客さまが指定したクレジットカード会社の指示により、お客さまが指定したクレジットカード以外で販売代理店が料金等の請求をした場合も、お客さまは、当該請求に基づき支払うものとします。
- ・お客さまが指定したクレジットカード番号・有効期限・名義に変更があった場合、お客さまは遅滞なく販売代理店にその旨を連絡するものとします。
- ・販売代理店は、お客さまが指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、クレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、販売代理店またはお客さまの指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い

- ・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守して頂きます。
- ・供給設備の施設等に関する事項
 - ・一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力
- ・給電指令の実施または制限・中止に関する事項
 - ・一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合における需要者の電気の使用の制限・中止への協力
- ・需要場所への立入りに関する事項
 - ・供給設備または計量器需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立入りへの協力
 - ・不正な電気の使用の防止等に必要な、需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他の電気工作物の確認もしくは検査、または受給者の電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立入りへの協力
 - ・計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力
- ・電力品質維持に関する協力
 - ・負荷の特性等(不平衡負荷、電圧、周波数変動、波形ひずみ、高調波等)により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある場合等における、必要な調整装置または保護装置の需要場所への施設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設備の施設への協力

8. 契約期間と契約更新について

- ・契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日以降1年目までの日とします。

・ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは販売代理店から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

9. お客様希望による契約変更または解約について

・転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。

・契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載する販売代理店窓口までご連絡ください。

10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について

・東急パワーサプライは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。

- ①電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが東急パワーサプライが定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと東急パワーサプライが判断した場合
- ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
- ④その他、お客さまが電気需給約款【低圧】の規定に違反した場合

11. 無契約状態になった場合の手続きについて

・お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、10.に記載した事由によって当社より契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。

12. 電気料金の改訂に関するお客さま承諾について

・東急パワーサプライは、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給約款等を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、および適用開始日をWebサイト、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたします。新たな電気料金をご承諾いただけない場合、新たな電気需給約款等の適用開始日の10日前までに当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。

・解約のお申し出が上記期限までにない場合は、電気需給約款等の変更をご承諾いただけたものとみなします。

13. 電磁的交付について

・東急パワーサプライまたは当社は、電気需給約款【低圧】、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、Webサイト、電子メール等の東急パワーサプライ所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。

・お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)電気需給契約を更新するとき
 - ①供給条件の説明を行う場合
 - ・更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付を行う場合
 - ・当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号
- (2)電気需給約款等を変更するとき((3)に定める場合を除く)
 - ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合
 - ・当該変更をしようとする事項のみとすること

- ②契約締結後の電磁的交付を行う場合
 - ・当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号
- (3)電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合
 - ①供給条件の説明を行う場合は変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
 - ②契約締結後の電磁的交付これを行わないこと

14. 東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて

・東急パワーサプライでは、お客さまの個人情報(お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を東急パワーサプライが独自で取得したものを含みます。)を以下の目的で利用いたします。

- (1)東急でんき&ガスをはじめとする当社サービス(以下、「当社サービス」といいます。)の受付および提供のため
 - (2)当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - (3)当社サービスの情報提供およびお問合せ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - (4)当社サービスの料金その他の請求業務を行うため
 - (5)エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため
 - (6)懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
 - (7)契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
 - (8)東急グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
 - (9)お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
 - (10)他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることが目的とした本人確認に利用するため
 - (11)その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため
- なお、当社は、電力広域的運用推進機関、一般送配電事業者、他の小売電気事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

15. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き等、ご不明な点は、以下の窓口へお問い合わせください。

<p>【小売電気事業者】 株式会社 東急パワーサプライ お客さまセンター (小売電気事業者登録番号 A0069) 0120-109-708 受付時間 9:30~18:30</p> <p>【販売代理店】 東松山ケーブルテレビ株式会社 一般電話から 0120-836-010 携帯から 0493-27-8200 受付時間 9:00~18:00</p>
